

# 郡山市悪臭防止対策指針

## (趣旨)

第1条 この指針は、工場又は事業場（以下「工場等」という。）における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し、工場等の設置者が準拠すべき事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この指針において「悪臭」とは、工場等における事業活動に伴って発生するにおいてあって、市民の生活環境を損なうおそれのある不快なものをいう。

## (適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、市内全域とする。ただし、悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第4条第2項に規定する区域を除く。

## (基準)

第4条 工場等の設置者が当該工場等における事業活動に伴って発生する悪臭の防止に関し準拠すべき基準は、別表のとおりとする。

## (測定方法)

第5条 この指針における悪臭の測定は、臭気指数の算定の方法（平成7年環境庁告示第63号）に定める方法により行うものとする。

## 附則

この指針は、平成11年3月1日から施行する。

別表（第4条関係）

（単位：臭気指数）

区域の区分	工場等の敷地の境界線の地表における適用基準	工場等の煙突その他の期待排出施設の排出口における適用基準		
		地上5m以上30m未満の高さ	地上30m以上50m未満の高さ	地上50m以上の高さ
第1種区域 悪臭防止法第3条の規定により市長が指定した規制地域（以下「規制地域」という。）のうちA区域	10	28	30	33
第2種区域 規制地域のうちB区域並びに用途地域以外の地域	15	33	35	38
第3種区域 規制地域のうちC区域	18	36	38	41

備考 この基準は、工場等における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体の臭気指数の許容限度とする。

# 郡山市悪臭防止対策指針実施要領

改正 平成 20 年 2 月 4 日

(目的)

第 1 条 この実施要領は、「郡山市悪臭防止対策指針」(以下「指針」という。)を運用するにあたって、事業者、市のそれぞれの役割について規定し、円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この実施要領において、「市長が指定する職員」とは悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)第 20 条第 1 項に規定する職員とする。

(事業者の役割)

第 3 条 事業者は、「指針」第 4 条に基づく基準を遵守するよう努めるとともに、当該工場等からの悪臭の排出を抑制するための必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、その事業活動に関し、生活環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境保全に関する施策に協力する責務を有するものとする。

(市の責務)

第 4 条 市長が指定する職員は、悪臭公害を未然に防止するため、事業者の協力のもと、悪臭発生施設の状況及びその他必要な事項の報告を求め、必要に応じ工場等に立ち入り、悪臭発生施設及びその関連する物件を検査することができるものとする。

2 市長が指定する職員は、住民の生活環境を保全するために必要があると認められるときは、事業者の協力のもと、必要に応じ悪臭の測定を行うとともに、悪臭の排出抑制を指導することができるものとする。

3 市長が指定する職員は、前記による悪臭の測定を行った結果、工場等から発生する悪臭が基準に適合せず住民の生活環境が損なわれていると認められる場合、当該事業者に対し、期限を定めて悪臭防止に関する改善措置を指導することができるものとする。

附 則

この実施要領は、平成 11 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この実施要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。